

総務省 規制の事前評価書

(無線局免許手続の簡素化に係る制度整備)

所管部局課室名：総合通信基盤局電波部電波政策課

電話：03-5253-5874

e-mail：kikaku1@soumu.go.jp

評価年月日：平成 29 年 9 月

1. 規制の目的、内容及び必要性

(1) 現状及び問題点

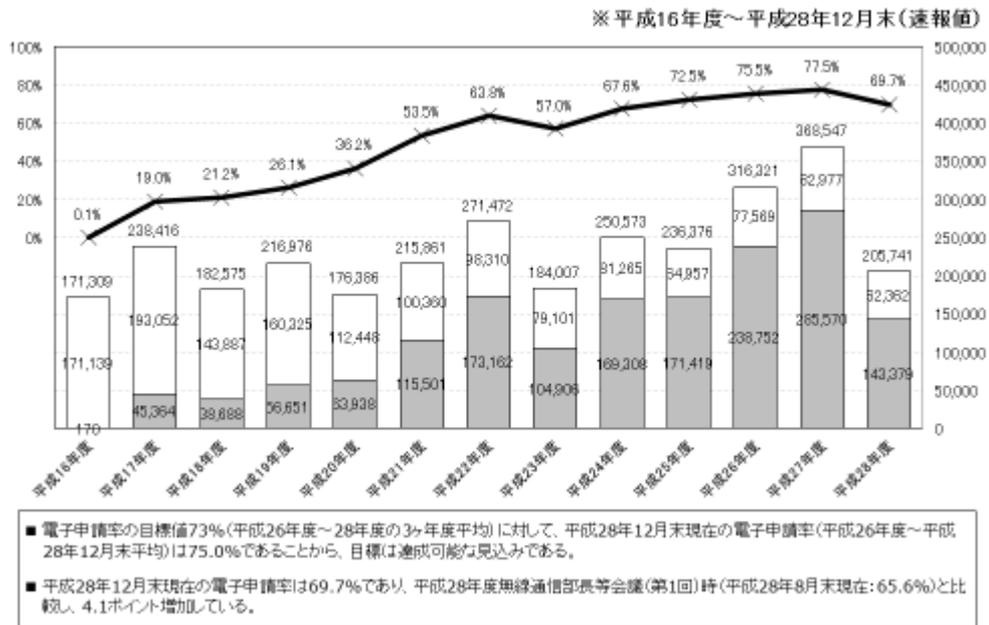
政府は、成長戦略の柱として、情報通信技術（IT）を経済成長のエンジンと位置付け、国民一人ひとりがITの恩恵を実感できる世界最高水準のIT国家となるために必要となる取組等をまとめた「世界最先端IT国家創造宣言」を閣議決定しており、「公共サービスがワンストップで誰でもどこでもいつでも受けられる社会」を目指すべき社会・姿として掲げ、より便利で利用者負担の少ない行政サービスの提供を、徹底したコストカット及び効率的な行政運営を行いつつ実現することとしている。

このため総務省においても、オンライン利用を促進し、利便性の向上と行政運営の効率化を目的とした業務プロセス改革に取り組む必要がある。

また、当該宣言に基づき、「オンライン手続の利便性向上に向けた改善方針」が定められており、この方針において「各府省は、オンライン手続の利便性向上に向けた改善取組計画を策定し、オンライン利用率等の目標その他評価指標等を明記する」とされている。

この方針を受け総務省では、政策評価において、無線局免許申請等における電子申請率の目標を「73%以上（平成26～28年度の平均）」と設定しており、下図のとおり無線局免許申請等における電子申請率等は、平成28年度の途中であるものの、目標を達成できる見通しである。

無線局申請（免許及び再免許等）における電子申請率、申請件数の推移



このように、「73%以上」の目標は達成する見込みであるものの、この実績を維持し、更に電子申請率の向上を図っていくためには、電子申請の促進に向けた制度面やシステム面での整備が必要不可欠である。

あわせて、内閣官房の総務省担当政府CIO補佐官から、10年以上前のアプリケーション構造による総合無線局監理システム(PARTNER)の肥大化等の問題が指摘されている。この指摘においては、当該システムのコスト削減(具体的には、運用経費について、平成33年度(2021年度)までに平成26年度比30%の削減)が求められている。また、電波の更なる有効利用を図ることを目的として開催された「電波政策2020懇談会」の報告書においても、同様に運用経費(30%)の削減が求められるとともに、免許事務の効率化のために、申請様式の見直し等により、国民視点での利便性向上を図ることについても、併せて指摘されている。

このような状況の中、PARTNERは基盤更改の時期(PARTNER第9期計画:平成29年度から3ヶ年)を迎えていることから、この基盤更改時期を捉えて、電子申請の更なる促進、PARTNERのコスト削減につながる制度整備を図ることが適切である。

また、これらの制度整備に合わせて、電磁的記録の信頼性向上や、免許人による無線局の管理状況を踏まえ、無線局監理上必要性が低下している規制について、規制の簡素合理化を図る必要性が生じてきている。

以上のことから、「電子申請の更なる促進」、「PARTNERのコスト削減」及び「規制の簡素合理化」について、確実に実施する必要がある。

(2) 規制の新設又は改廃の目的、内容及び必要性

①新設または改廃の目的

「電子申請の更なる促進」、「PARTNER のコスト削減」及び「規制の簡素合理化」を確実に実施することにより、申請者及び免許人の利便性の向上と行政運営の効率化を図るため。

②新設または改廃の内容

《電子申請の更なる促進》

- 書面申請と電子申請との親和性を高めるため、書面の申請書等を横様式から縦様式に変更（電子申請の様式への統一化）
- 様式が定められていない変更申請等の様式化
- 様式を統一できる申請書等の統合化
- 電子申請時における再免許申請期間の緩和（船舶局、航空機局等について、現行の3ヶ月前までを、1ヶ月前まで延長）

《PARTNER のコスト削減》

- 電磁的方法により記録された媒体（フロッピーディスク）による申請の廃止
- 電子申請の利用が無い手続きに係る電子申請の廃止
- 申請書様式の見直し（電子申請の様式への統一化、様式が定められていない変更申請等の様式化、様式を統一できる申請書等の統合化）【再掲】

《規制の簡素合理化》

- 再免許申請時に省略できる添付書類の拡大
- 免許証票（移動する無線局が免許を受けている証明となるもの）の廃止
- 免許状掲示義務の廃止（船舶局及び船舶地球局を除く）
- 無線業務日誌の電子化（交信内容の音声の電磁的記録を可とする）

③新設または改廃の必要性

前述したとおり、政府は、「世界最先端 I T 国家創造宣言」において、より便利で利用者負担の少ない行政サービスの提供を、徹底したコストカット及び効率的な行政運営を行いつつ実現する方針を掲げており、これを受けて総務省においてもオンライン利用を促進する必要があることから、電子申請の更なる促進を目指す必要がある。

また、PARTNER の肥大化等の問題にかかる総務省担当政府 CIO 補佐官の指摘において、コスト削減を行うことが求められている。

更には、これらの制度整備に合わせて、電磁的記録の信頼性向上や、免許人による無線局の管理状況を踏まえ、無線局監理上必要性が低下している規制について、規制の簡素合理化を図る必要性がある。

(3) 関連する主要な政策

- | | |
|--------------|----------------------------|
| 情報通信（ICT 政策） | 政策 12 「情報通信技術利用環境の整備」 |
| | 政策 13 「電波利用料財源による電波監視等の実施」 |

(4) 根拠法令

- 電波法（昭和25年法律第131号）
 - ・第6条（免許の申請）をはじめとする免許、変更等に関わるその他の規定
 - ・第60条（時計、業務書類等の備え付け）
- 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）
 - ・第3条（電子情報処理組織による申請等）

(5) 法令の名称・関連条項とその内容 ※改正案の条文（一部除く）（※省令のみ）

- 電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）
 - ・免許状掲示義務の廃止（第38条第2項）
 - ・免許証票の廃止（第38条第3項）
 - ・無線業務日誌の電子化（第43条の5第2項）
 - ・電磁的方法により記録された媒体による申請の廃止（第52条の2（※現行の条項（削除）））
- 無線局免許手続規則（昭和25年電波監理委員会規則第15号）
 - ・書面申請と電子申請との親和性を高めるため、書面の申請書等を横様式から縦様式に変更（別表の様式類）
 - ・様式が定められていない変更申請等の様式化／様式を統一できる申請書等の統合化（第11条他で別表の様式を規定）
 - ・再免許申請時に省略できる添付書類の拡大（第16条の3）
 - ・電子申請時における再免許申請期間の緩和（第18条第2項）
 - ・電磁的方法により記録された媒体による申請の廃止（第32条（※現行の条項（削除）））
- 無線従事者規則（平成2年郵政省令第18号）
 - ・電磁的方法により記録された媒体による申請の廃止（第97条（※現行の条項（削除）））
- 登録検査等事業者等規則（平成9年郵政省令第76号）
 - ・電磁的方法により記録された媒体による申請の廃止（第24条（※現行の条項（削除）））
 - ・免許状掲示義務の廃止（別表第5号及び第7号）
- 電波の利用状況の調査等に関する省令（平成14年総務省令第110号）
 - ・電磁的方法により記録された媒体による申請の廃止（第9条（※現行の条項（削除）））
- 総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成15年総務省令第48号）
 - ・電子申請の利用が無い手続きに係る電子申請の廃止（別表（第3条関係））

2. 規制の新設又は改廃案の規制の費用及び便益

《電子申請の更なる推進》

(1) 規制の費用

① 遵守費用

電子申請の様式への統一化、様式が定められていない変更申請等の様式化及び様式を統一できる申請書等の統合化について、申請者が申請書等の作成に係る独自システムを構築しておりそのシステムの変更等が必要となる場合には、当該システムの変更にかかる費用が発生する。

② 行政費用

電子申請の様式への統一化、様式が定められていない変更申請等の様式化及び様式を統一できる申請書等の統合化により、PARTNER のシステム変更にかかる費用が発生する。

③ その他の社会的費用

すでに調製された旧様式の使用について経過措置を設けることから、紙の廃棄等の環境負荷の増大等の社会的費用は発生しない。

(2) 規制の便益

① 遵守便益

電子申請の様式への統一化により、書面申請の記入項目の配置と電子申請の入力画面の親和性を高めることによって、電子申請への移行を促す環境が整うことになる。

その結果、電子申請を行うこととした申請者においては、書面申請に比べ、申請等の手数料を削減できるとともに、提出した申請等の手続状態（受付処理中、審査終了、手数料受領等）がパソコンで容易に確認できることとなる。

また、様式が定められていない変更申請等を様式化することにより、申請等に必要項目が明確化される。さらには、現在、局種によって分かれている免許申請書及び再免許申請書が統合化され、全ての局種において同一の様式による手続きが可能となる。

これらによって、申請者が申請を行う際に、申請書に誤った記入を行ったり、誤った様式を用いて申請書を作成したりする恐れが低くなることにより、申請者の利便性が高まる。

なお、電子申請時における再免許申請期間の緩和についても、再免許申請期間が2ヶ月間延長されることから、申請者の利便性が向上する。

② 行政便益

各種改正により電子申請の促進が図られることにより、効率的な行政の実施が期待できる。具体的には、申請者が申請を行う際、申請書に誤った記入を行ったり、誤った様式を用いて申請書を作成したりする恐れが低くなることにより、行政として誤りの修正を求める件数の削減が期待できることから、さらに効率的な行政を実施できることとなる。

③ その他の社会的便益

電子申請の促進により、紙の使用量を少なくすることができることから、環境負

荷の軽減が期待できる。

《PARTNER のコスト削減》

(1) 規制の費用

① 遵守費用

現在、電磁的方法により記録された媒体（フロッピーディスク）による申請等は数少ないが、当該媒体を提出していた免許人については、別の手段に変更せざるを得ないことから、これにかかる費用が発生する可能性がある。

② 行政費用

新たな行政費用は発生しない。

③ その他の社会的費用

その他の社会的費用は発生しない。

(2) 規制の便益

① 遵守便益

電磁的方法により記録された媒体（フロッピーディスク）を提出していた免許人について、電子申請に移行することにより、申請等の手数料が軽減される。

② 行政便益

電磁的方法により記録された媒体による申請の廃止及び電子申請の利用が無い手続きに係る電子申請の廃止に伴い、当該システムに係る保守費用等を削減することができる。

③ その他の社会的便益

その他の社会的便益は発生しない。

《規制の簡素合理化》

(1) 規制の費用

① 遵守費用

新たな遵守費用は発生しない。

② 行政費用

無線局監理のために必要であった規制であり、廃止した場合、審査や検査時において無線局の確認等に係る職員の事務が増え、審査や検査に時間を要する等多少の不都合が生じる恐れがあるものの、PARTNER システムの更なる活用や検査への事前準備の充実等に努めることにより、簡素合理化した規制に十分対応することが可能であることから、当該費用は極めて限定的である。

③ その他の社会的費用

新たな社会的費用は発生しない。

(2) 規制の便益

① 遵守便益

再免許申請時に省略できる添付書類の拡大、免許証票の廃止及び免許状掲示義務の廃止により、申請者の申請等手続き及び免許人の無線局管理における負担軽減が図られる。

また、無線業務日誌の電子化（交信内容の音声の電磁的記録を可とする）についても、無線業務日誌作成における免許人の事務作業の軽減につながる。

②行政便益

免許証票の廃止について、当該証票の発給事務が無くなり、当該事務にかかる費用が軽減される。

③その他の社会的便益

再免許申請時に省略できる添付書類の拡大及び免許証票を廃止することにより、紙の使用量を少なくすることができることから、環境負荷の軽減が期待できる。

3. 政策評価の結果（費用と便益の関係の分析等）

「電子申請の更なる促進」については、申請者のシステム変更及び PARTNER のシステム変更にかかる費用が生じるものの、当該費用の発生はシステム変更時に1回のみ発生するものである。これに対して、申請者の利便性の向上や効率的な行政の実施、環境負荷の軽減などの恒常的な便益を得ることができることから、便益が費用を上回る。

「PARTNER のコスト削減」については、電磁的方法により記録された媒体を提出していた免許人について、別の手段に変更する費用が発生する恐れがあるものの、電磁的方法を現在選択している免許人は全体のごく一部（全申請件数の約2%程度）であり、また、当該費用は1回のみ発生するものである。一方、申請手数料の軽減や廃止される手続きにかかる PARTNER システムの保守費用を恒常的に削減できることから、便益が費用を上回る。

「規制の簡素合理化」については、免許人の負担軽減、行政事務費用の削減及び環境負荷の軽減という便益が発生する一方、前述のとおり費用は極めて限定的であることから、便益が費用を上回る。

よって、本改正を行うことは、適切であると認められる。

4. 規制の新設又は改廃案と代替案との比較

本件改正は、「電子申請の更なる促進」、「PARTNER のコスト削減」及び「規制の簡素合理化」を確実に実施することによる申請者及び免許人の利便性の向上と行政運営の効率化を図るための必要最低限の範囲での制度整備であり、現時点において代替案は想定されない。

5. 有識者の見解、評価に用いた資料その他関連事項

(1) 有識者の見解

○世界最先端 IT 国家創造宣言（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）（抜粋）

3. 公共サービスがワンストップで誰でもどこでもいつでも受けられる社会の実現

今後は、全ての行政サービスが電子的に受けられることを原則とし、クラウドの徹底

活用により、電子行政サービスが、ワンストップで誰でもどこでもいつでもどんな端末でも受けられる「便利なくらし」社会を実現する。

このため、より便利で利用者負担の少ない行政サービスの提供を、災害や情報セキュリティに強い行政基盤の構築と、徹底したコストカット及び効率的な行政運営を行いつつ実現する。

○オンライン手続の利便性向上に向けた改善方針

(平成 26 年 4 月 1 日各府省情報化統括責任者連絡会議決定) (抜粋)

各府省は、改善促進手続の利便性向上に向け、別紙の「オンライン手続の利便性向上に向けた共通取組事項」を踏まえ、行政サービスの改善を検討するとともに、国民・企業等から意見・要望があった手続等について対処の是非及び改善に向けた事務処理、情報システム等の見直しを検討し、オンライン手続の利便性向上に向けた改善取組計画（以下「改善取組計画」という。）を策定し、オンライン手続の利便性向上に計画的に取り組むものとする。

改善取組計画では、オンライン手続の利便性向上に関し各年度において措置予定又は措置することを検討する改善事項を明記するとともに、改善促進手続に関し、利用者の満足度やオンライン利用率等の目標その他評価指標等を明記するものとする。

○電波政策 2020 懇談会 報告書 (平成 28 年 7 月 15 日公表) (抜粋)

総合無線局監理システムについて、データ処理の迅速化、免許事務の効率化のために、申請様式の見直し、入力支援機能や審査支援機能の高度化等により、国民視点での利便性向上を図るとともに、情報セキュリティ機能が高く、かつ、経費効率の高い長期安定運用が可能な次期基盤への更改を進めることが適当である。

なお、実施に当たっては、次の点に留意することが必要である。

- ・運用経費の削減に取り組むものとし、具体的には平成 33 年度（2021 年度）までに平成 26 年度比 30%の削減を目指すこと。

(2) 評価に用いた資料その他関連事項

○世界最先端 I T 国家創造宣言 (平成 25 年 6 月 14 日閣議決定)

(<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/pdf/20130614/siryoul.pdf>)

○オンライン手続の利便性向上に向けた改善方針

(平成 26 年 4 月 1 日各府省情報化統括責任者連絡会議決定)

(http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/cio/dai55/siryoul_2a.pdf)

○電波政策 2020 懇談会 報告書 (平成 28 年 7 月 15 日公表)

(http://www.soumu.go.jp/main_content/000430220.pdf)

○行政手続のオンライン利用の範囲の判断に係る実施要領

(平成 23 年 8 月 10 日内閣官房情報通信技術(IT)担当室、総務省行政管理局)

(<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/denshigyousei/dai16/sankou4.pdf>)

※利用実績の無い電子申請手続きの廃止の検討に使用

6. レビューを行う時期又は条件

無線局に関する電子申請の状況等を踏まえ、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。